

令和7年度さいたま市ブランディングデザイン事業兼補助事業申請コーディネーター業務概要

1. 業務目的

本業務は、1. さいたま市内企業の製品・自社のブランド化（以下、ブランディングデザイン）を図る、2. さいたま市内企業が申請する補助事業の採択を目指す支援、3. 公益法人さいたま市産業創造財団（以下、当財団）のインナーブランディングのための進捗管理、課題抽出、助言など、当財団が委託する外部支援企業とのマネジメント、面談設定などの伴走支援を目的とする。

2. 業務内容

(1) ブランディングデザイン

・当財団が募集する、ブランディングデザイン支援を望む企業に対して外部委託先との調整・事業進捗の確認・成果物の作成などのマネジメント、ブランディング事業に関するセミナー等の啓蒙支援（1回程度）、ブランディング事業に関するワークショップ開催（2回程度）を行う。

(2) 補助金申請支援

・当財団へ支援依頼のあった補助事業申請に関してサポートを行う
・申請する補助事業は国・県・さいたま市・当財団が公募する補助事業とする
・個人事業者や中小企業者が作成する補助事業の提案書についてレビュー、ブラッシュアップを行い、採択率が高まる支援を行う

(3) 当財団のインナーブランディング支援

・当財団が実施するインナーブランディングについて助言・サポートを行っていただきます。

3. ▼応募資格

・公的機関において、企業・製品などのブランディング化に資する支援実績が15件以上あること
・国が実施した補助金申請について20件以上の採択実績があること
・経済産業省が推進するグッドデザイン商品選定制度に関する支援実績が5件以上あること
・ブランディングデザイン事業を営む事業者などとの豊富な人的ネットワークを有すること
・業務を遂行するために必要なPC操作スキル（Word、Excel、e-mail、オンライン会議ソフト等）を保有すること

4. ▼応募方法

必要書類（当財団指定の履歴書および様式不問の業無経歴書をPDF形式にて“kigyou@sozo-saitama.or.jp”までお送りください。

5. 業務遂行にあたっての留意事項

(1) 守秘義務

- ・ 個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た情報を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。委嘱契約終了後も同様とする。
- ・ 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法および当財団の個人情報管理規定に則り、責務を果たすものとする。本項に違反したことにより発生した損害については、当財団と協議のうえ損害額を確定し、当財団に対して賠償するものとする。

(2) 法令の遵守

- ・ 業務の実施に伴い適用を受ける法令、規定、基準についてはこれを遵守すること。

(3) 嫌疑に関する協議

- ・ 本書面に記載されていない事項、法令により義務づけられている事項およびその他の事項についても、業務上当然必要な事項については、業務の範囲に含まれるものとする。なお、嫌疑が生じた場合には、当事者間で協議し取り決めるものとする。

以上